

令和 8 年度江東区高齢介護サービス事業所物価高騰緊急支援事業補助金 について

1 目的

江東区内に事業所を有する高齢介護サービス事業者（以下「事業者」という。）に対し、光熱水費をはじめとする物価高騰の影響を受ける運営費用の一部を補助することにより、事業所の安定的な運営を図り、もって利用者本位の福祉の実現及び区民の福祉の向上に資することを目的としています。

2 補助対象事業

介護保険法（以下「法」という。）及び老人福祉法に規定する事業、高齢者の居住の安定確保に関する法律に規定する事業とし、事業種別の詳細は本通知末尾の別表「補助対象事業及び補助金の額」に記載のとおりとなります。

3 補助対象者

- (1) 介護保険法第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設入居者生活介護
- (2) 法第 8 条第 1 2 項に規定する福祉用具貸与又は法第 8 条第 1 3 項に規定する特定福祉用具販売
- (3) 法第 8 条第 1 5 項に規定する定期巡回・随時対応型訪問介護看護
- (4) 法第 8 条第 1 6 項に規定する夜間対応型訪問介護
- (5) 法第 8 条第 1 7 項に規定する地域密着型通所介護
- (6) 法第 8 条第 1 8 項に規定する認知症対応型通所介護
- (7) 法第 8 条第 1 9 項に規定する小規模多機能型居宅介護
- (8) 法第 8 条第 2 0 項に規定する認知症対応型共同生活介護
- (9) 法第 8 条の 2 第 1 6 項に規定する介護予防支援
- (10) 法第 1 1 5 条の 4 5 第 1 項第 1 号ロに規定する第一号通所事業（江東区介護予防・日常生活支援総合事業実施要綱第 1 0 条第 1 項第 1 号に規定する介護予防型通所に限る。）
- (11) 軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成 2 0 年厚生労働省令第 1 0 7 号）第 3 4 条に規定する都市型軽費老人ホームで行う事業
- (12) 老人福祉法第 2 9 条に規定する有料老人ホーム（法第 8 条第 1 1 項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く。）で行う事業
- (13) 高齢者の居住の安定確保に関する法律第 5 条に規定するサービス付き高齢者向け住宅（法 8 条第 1 1 項に規定する特定施設入居者生活介護の指定を受けたものを除く。）で行う事業
- (14) 江東区地域密着型介護施設条例第 3 条第 3 項に定めるシルバーステイ

事業

4 交付要件

事業者のうち、次に掲げる要件を全て満たしていることが要件となります。

(1) 申請日の時点で、次のいずれかに該当していること。

- ア 法第70条第1項、法第78条の2第1項、法第115条の2第1項又は法第115条の45の5第1項に規定する指定を受けているもの
- イ 社会福祉法第62条第2項に規定する許可を受けているもの
- ウ 老人福祉法第29条第1項に規定する届出を行っているもの
- エ 高齢者の居住の安定確保に関する法律第5条第1項に規定する登録を受けているもの
- オ 江東区地域密着型介護施設条例第3条第3項に定めるシルバーステイ事業を実施している。

(2) 令和8年6月30日まで補助対象事業を継続し、かつ、今後も継続する見込みがあること。

(3) 令和8年4月1日から令和8年6月30日までの間に、前条各号の補助対象事業によるサービスを提供した実績があること。

5 交付額

サービスの種別及び定員等の規模に応じて補助金を交付します。定員のないサービスについては一律の金額としています。詳細は別表「補助対象事業及び補助金の額」に記載のとおりとなります。

補助金の使途等について、実績報告書を提出する必要はありません。

6 補助対象となる経費

物価高騰の影響がある光熱水費、ガソリン代、食材費などのほか、運営にかかる経費となります。

7 申請方法

令和8年9月18日までに電子申請により、江東区高齢者・介護サービス事業所物価高騰支援事業補助金交付申請書（別記第1号様式）を、区長に申請するものとします。

(1) 電子申請（LoGo フォーム）

(2) 必要書類

補助金の振込先として入力した、金融機関の口座番号等が記載されている通帳等の写し（電子口座の画面の写しも可能です。）

(3) その他

申請者は、施設を運営する法人の代表者となります。

また、補助金の振込先は、申請者である法人名義の口座となります。

※交付要件、定員数を確認できない場合、必要な挙証資料を追加で願
いする場合があります。

8 交付決定

申請書類等の審査を行い、交付を決定した場合には、交付決定通知書（別記第2号様式）及び交付請求書（別記第4号様式）を申請者あて通知いたします。（申請から交付決定には概ね1か月を要します）

審査及び調査の結果、交付要件を満たさないと決定した場合には交付申請却下通知書（別記第3号様式）により申請者あて通知します。

9 補助金請求

交付決定を受けた事業者は交付請求書を区へ郵送してください。交付請求書を確認のうえ申請の口座へ入金します。（補助金の振込には概ね1か月を要します）

10 補助金の返還

交付決定を受けた事業者が次のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消し、交付を受けた事業者に対して交付した補助金の返還を命じるものとします。

- （1）偽りその他不正な手段により補助金の交付を受けたとき。
- （2）補助金の交付決定の内容若しくはこれに付した条件又はその他法令に違反したとき。
- （3）前2号に掲げるもののほか、区長が必要と認めるとき。

11 消費税仕入控除税額の報告

補助金の交付対象事業者が課税事業者であり、かつ、補助対象事業の経費等により事業者が得る売上が課税売上げとなるなどの場合、当該補助経費等は課税仕入れに該当します。

事業者が消費税の確定申告の際に本補助金の使途に係る消費税額を仕入税額控除した場合、補助金収入により課税仕入れを行っていることから、事業者はこれらに係る消費税を実質的に負担していないことになります。

そのため、当該課税仕入れに係る消費税仕入控除税額について報告及び納付が必要となります。

令和9年以降、令和8年度中に補助金の交付を受けた事業所あてに、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（別記第6号様式）の提出について、ご案内する予定です。

1 2 その他

申請時は以下に注意してください。

(1) 申請内容の確認で地域ケア推進課より連絡をする場合があります。

内容の控えとして確認メールは保存しておいてください。

(2) 消えるボールペンで記入した内容は無効になります。使用しないでください。

1 3 問い合わせ先

〒135-8383

江東区東陽4-11-28

江東区福祉部地域ケア推進課包括推進係

TEL : 03-3647-9606

FAX : 03-3647-3165